

新制度
スタート！
医師になって
地元で働こう

市内病院で医師業務を目指す医学生を支援します

～ 修学資金の全額返還免除あり ～

将来、市内の病院で医師の業務に従事しようとする医学生に、修学に必要な資金を貸与します。また、一定の要件を満たした場合にその資金の返還を免除します。

■対象者

将来、村上市で医師として従事する意思を持っている人で、以下の全てに該当する人

- 医学を専攻する大学生（大学院生、歯学生、獣医学生を除く）
- 他の同種の修学資金を受けていない人（受ける見込みのない人）
- 修学資金の貸与を受けると生計を一にする家族の年収の合計または家計を支えている人の年収が1,500万円未満の人

■貸与額と貸与期間

修学資金の貸与は無利子で、原則として毎月貸与ですが、特別の事情がある場合は2月分以上を合わせて貸与することができます。

貸与の期間は6年間を限度とします。

- 国公立大学 月額15万円 ○私立大学 月額30万円
- ※退学や学業の成績が著しく不良になった場合などに、貸与を取り消す場合があります

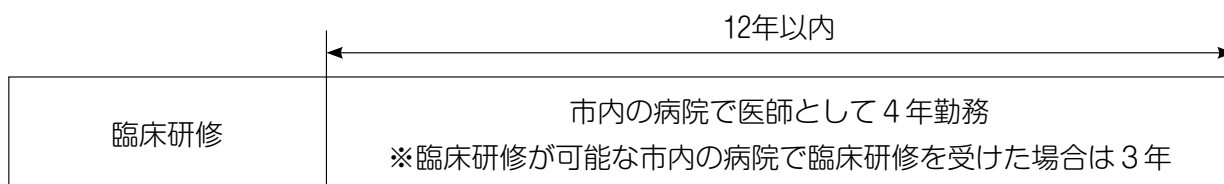


■修学資金の返還免除

○全額免除の要件

以下のいずれかに該当することとなった場合は、貸与を受けた修学資金の返還を全額免除します。

- ①大学卒業後2年以内に医師の免許を取得し、新潟県内の臨床研修病院で臨床研修後12年以内に、市内の病院で医師として勤務した年数が4年に達したとき（臨床研修が可能な市内の病院で臨床研修を受けた場合は、その内1年を免除に必要な年数に加算します）。



※12年間の内で、後期臨床研修や海外留学など医師としてスキルアップを図ることが可能です

- ②市内の病院で医師としての勤務に従事している期間に、業務上の理由により死亡または業務に起因する心身の故障のため医師の職務を免職されたとき。

○一部免除の要件

市内の病院で勤務した期間の合計が12か月以上となる場合は、勤務期間に応じて貸与を受けた修学資金の返還を一部免除する場合があります。

※募集時期や人数、返還方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください

●問い合わせ 保健医療課健康支援室 ☎53-2111（内線264）